平成２７年（フ）第２１４５号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目２番15号　メゾン鶴ヶ丘802号、住民票上の住所大阪市阿倍野区西田辺町２丁目２番26号　ロイヤルジャバ30Ｂ号
債務者　住本　　猛
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１４８号
大阪市住之江区南港中５丁目１番11―1202号　楠本方
債務者　遠藤　　操
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２４９号
大阪市平野区長吉出戸２丁目17番６―104号
債務者　福田　　精
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２８５号
大阪府東大阪市稲葉２丁目５番48号　スピカリヴェルテ605号、前住所大阪府東大阪市花園西町１丁目２番20―701号
債務者　河路　節子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０５号
大阪市旭区太子橋２丁目８番27号　宮崎方
債務者　髙木　　優
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３２４号
広島県福山市南松永町１丁目27番８号　ＭＹハウス本多101
債務者　連石　澄惠
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３２６号
大阪府豊中市山ノ上町１番33―203号
債務者　桜田健介こと　櫻田　健介
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３９４号
大阪市平野区長吉長原東３丁目５番29号　グロリオーサ204
債務者　藤岡　俊希
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５２９号
大阪府吹田市南正雀４丁目12番11号
債務者　大驛　眞弓（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６３８号
大阪府高槻市赤大路町18番12号
債務者　近藤　和俊
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６７２号
大阪府寝屋川市御幸東町17番６―202号、前住所大阪府門真市常称寺町20番５号　ロータリーマンション大和田212号
債務者　橋野　茂樹
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７４５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目１番４号大隅アパート２階25号、前住所大阪府八尾市神立４丁目21番地
債務者　山中美恵子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７５４号
大阪府東大阪市池島町２丁目４番41号　パーシモンハウス201、前住所大阪府東大阪市若草町６番２号　キャッスル若草　202号
債務者　二宮　　崇
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８４６号
大阪府枚方市磯島茶屋町21番４―103号
債務者　数井　　孝
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３１号
大阪府河内長野市松ケ丘西町1176番地の36
債務者　櫻井　愛子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５３４号
大阪府羽曳野市伊賀１丁目８番５―202号
債務者　菊地　三恵
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５５９号
大阪府松原市天美北２丁目19番17号
債務者　中川　真弓
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係